

### 第3章 請求(acciones)および訴訟の併合。

#### 第1節 請求の併合。

第71条 併合の主な効果。請求の客観的併合。付帯的併合(*acumulación eventual*)。

- ① 請求の(認められた)併合は、すべての請求が同じ訴訟手続きで審理され、一つの判決で裁定されるという効果を生み出す。
- ② 原告は、被告に対する請求を、それらが互いに矛盾しない限り、たとえ異なる権原から由来するものであっても、訴えに併合できる。
- ③ 同じ訴訟での2つ以上の請求の同時行使は、一方の選択が他方の行使を阻止または効果を失くすというように、それらが相互に排他的であるとき、または、相互に反しているときは、受け入れられなく、よって、併合され得ない。
- ④ 前項の規定にかかわらず、原告は、主たる請求、および、主たる請求が理由がないと(裁定)される事態のために行行使する他の請求(である)と表示して、互いに両立しない請求を付帯的に併合できる。

第72条 請求の主観的併合。

一人が複数の主体に対して、または複数の主体が一人に対して行使する請求は、権原または請求原因によってそれら請求の間に関連がある場合、併合でき、同時に行使される。

請求が同じ事実に基づいている場合、権原または請求原因は同一または関連しているとみなされる。

第73条 請求併合の訴訟上の理由による許容性。

① 請求の併合が許容されるためには、次のことが必要である：

1. 主たる請求を審理すべき裁判所が、事物の理由、または、金額の理由により併合される請求を審理する裁判権と管轄を有すること。ただし、通常裁判で審理されるべき請求に、金額の理由でそれ自体は口頭審理裁判で審理されるべき請求を併合できる。

前段の規定にかかわらず、事物管轄の異なる裁判所にその審理が帰属する複数の関連した請求が開始時に併合されるときは、商事裁判所に、これが主たる請求を、および、その他の関連したまたは先決する請求を審理する管轄がある場合、それら全ての審理が対応する。そのような関連性または先決性がない場合は、第3項の規定に従う。

主たる請求が第一審裁判所によって審理されるべきときは、本号の最初の段落の規定に従って、その事物管轄でない他の請求の開始時併合は許されない。

2. 併合される請求は、その事例の理由で、異なるタイプの裁判で審理されるべきではないこと。
3. その事例の理由で、または、服すべき裁判の種類により特定の請求権が行使される場合に、法律が併合を禁止していないこと。
  - ② 特定の場合について、異なる請求も同じ訴えに、法律がそのように規定している場合、併合される。
  - ③ いくつかの請求が不法に併合された場合、裁判所書記官は、訴えを受理する前に、併合可能な請求を保持して、5 日以内に欠陥を修正するよう原告に求める。修正されずに期間が経過した場合、または、原告が（併合）保持を主張した請求の間の併合不可能性の状況が維持された場合、裁判所書記官は訴えの受理について、裁判所により裁定されるように、裁判所に報告する。

## 第2節 訴訟の併合

### 第1款 訴訟の併合：総則

#### 第74条 訴訟の併合の目的。

訴訟の併合により、これら訴訟は単一の訴訟手続きで続行され、単一の判決で終結する。

#### 第75条 訴訟併合を申立てる当事者能力。 職権での併合。

併合は、次条に規定されるケースのいずれかであるという条件で、併合が主張される訴訟のなんらかで当事者である者が申立てできる、または、裁判所が職権で取り決めることができる。

#### 第76条 訴訟の併合がなされるケース。

① 訴訟の併合は、次の条件で取り決められなければならない：

1. 訴訟の一つに下されるべき判決が、他の訴訟で先決効果を与える可能性がある。
2. 併合が問題となっている訴訟の目的の中に、それらが個別に進められると、矛盾した、相容れない、または、相互に排他的な（判決の）言渡しまたは理由をもった判決が下される可能性があるような関連性がある。

② 同様に、次の場合に併合される：

1. 本条第1項第1号および第77条の規定に従って併合可能な、消費者・ユーザーに法律が認める集合的権利または広まった利益を保護するために開始された訴訟の場合で、訴訟の食い違いが、請求の併合または本法第15条に規定されている（訴訟）参加によっては回避できない場合。
2. 併合される訴訟の目的が、同じ理事会または総会、あるいは、経営合議機関 (organo colegiado de administración) の同じセッションで採択された決議の否認である場合。この場合、当該決議の無効または取消しを求める訴えによって開始されたすべての訴訟は、最初の訴えの提示から40日を超えない期間内に提起された場

合に限り、併合される。

3. 同一の未成年者の保護に関する行政裁定への異議申立てが審理される、第 780 条に従って取り扱われる訴訟の場合。それらのいずれも、弁論が開始されていない条件で。

いずれにせよ、商事で管轄権を割り当てられた複数の裁判所がある場所では、第 1 号と第 2 号の場合、または、民事で管轄権を割り当てられた複数の裁判所がある場所では、第 3 号の場合、次々に提起される訴えは、最初の訴えの審理が対応した裁判所へ分配される。

#### 第 77 条 併合できる訴訟。

① (強制) 執行訴訟の併合に関する本法第 555 条の規定を除き、本節で言及される原因のなんらかがある場合は、同一の手続きによって審理される、または、訴訟権利の喪失なくしてその取扱いを統合できる、確認訴訟(juicio declarativo:第 2 編参照)の併合のみ行われる。

通常裁判の手続きにより続行する或る通常裁判と或る口頭審理裁判の併合が、併合される口頭審理裁判の訴訟行為を、必要があれば、訴えへの(被告の)応答時点に遡及することを裁判所が併合を取り決める決定の中で命じて、なされるときは、訴訟権利は失われないものとみなされる。

② (複数の) 訴訟が異なる裁判所に係属中の場合、最も古い訴訟の裁判所が、併合しようとする訴訟を審理するための事物管轄を、事物の理由または金額の理由により、欠いている場合、それらの併合はなされない。

上記にかかわらず、訴訟の併合を商事裁判所に、それが最も古い訴訟を審理していても、また、訴訟のあるものが第一審裁判所で取り扱われていても、第 76 条および第 78 条に規定されるその他の要件が満足されると、(併合を) 申立てできる。

③ 最新の訴訟を審理する裁判所の土地管轄が、法律上、当事者にとって取消不能の性質を持っている場合、併合はなされない。

④ 訴訟の併合が認められるためには、それらが第一審にあり、いずれの訴訟において本法第 433 条に係わる裁判が完了していないことが必要である。

#### 第 78 条 訴訟併合の不適法。抗弁。

① 矛盾する、相容れない、または、相互に排他的な(判決)言渡しまたは理由をもつ判決の危険が、訴訟係属の抗弁を通して、回避できる場合、訴訟の併合はなされない。

② 当事者の請求による訴訟の併合は、最初の訴えをもって、または、場合に応じて、これの拡張をもって、あるいは、反訴をもって、併合が要求される異なる訴訟の中で引き起こされる請求および問題と実質的に同じ請求および問題を含有する訴訟を提起することができなかったことが証明されない場合には、なされない。

③ 併合が要求される(複数の)訴訟が、単独または共同訴訟において、同じ原告により、または、反訴被告によって提起される場合、正当化される場合を除き、単一の訴訟を前項の条件の下で提起できたとみなされ、併合はなされない。

④ 前各項の規定は、第 76 条第 2 項第 1 号に係わる訴訟には適用されない。

第 79 条 併合がそこで職権で要求または取り決められるべき手続き。

① 訴訟の併合は、新しい訴訟が併合されるところの最も古い訴訟を審理する裁判所に常に申立てられる。この要件が満たされない場合、裁判所書記官は、申立てを受け入れない決定を下す。

第 75 条の規定に従って職権で併合を命じることは、最も古い訴訟を審理する裁判所に対応する。

② (訴訟の) 古さは訴えの提出日で決定され、その日を証明する書類を併合申立書に添付して提出しなければならない。

(複数の) 訴えが同じ日に提起された場合、最初に分配された訴訟が最も古いと見なされる。

異なる裁判所で係属中であるため、または、その他の理由により、最初にどの訴えが分配されたか決定できない場合、併合要求は、併合請求されている訴訟のいずれでもできる。

第 80 条 口頭審理裁判における訴訟の併合。

口頭審理裁判において、同一裁判所に係属中の訴訟の併合は、次款の規範に従う。

第 2 款 同一裁判所に係属中の訴訟の併合

第 81 条 訴訟併合の申立て。

(複数の) 訴訟が同じ裁判所で続けられる場合、併合は書面で申立てられる。書面には、併合が要求される訴訟および訴訟手続きの状況が明確に示され、同様に併合を正当化する理由も記載される。

訴訟併合の申立ては、第 88 条第 2 項の規定を除いて、裁判所は、併合の適法性について決めるまで、それらのいずれについても判決を下すことを回避しなければならないが、併合される訴訟の進行を中断しない。

第 82 条 訴訟併合申立ての初期却下。

裁判所は、併合申立てを、前条で要求されるデータが含まれていない場合、または、申立書の記載によれば、併合が、訴訟の種類およびタイプの理由により、それらの訴訟の状況および前数条で規定される他の訴訟要件に由来していないとき、決定を通して、却下する。

第 83 条 訴訟併合事件の審理および裁定。不服申立て。

① 訴訟の併合が正式に申立てられると、裁判所書記官は、出頭した他の当事者、および、併合が要求される訴訟のなんらかで当事者であるすべての者に、たとえ、併合が申立てられたところの訴訟の当事者でなくとも、その者たちが併合について

10日の共通期限内に陳述するため、通知する。

- ② かかる期間が経過するか、または、陳述が受理されて、事件のすべての当事者全員が併合申立てに同意したときは、裁判所は、必要な前提条件が揃っていることを知った場合、続く5日間内に併合を取り決める。
- ③ 当事者間に合意がない場合、または、いずれの当事者も陳述しない場合、裁判所は、申立てられた併合を許諾または拒否して、妥当と考えるものを裁定する。
- ④ 併合が職権で提起された場合、裁判所は、(当事者の)陳述のために、併合に係わる訴訟の当事者すべてを、10日の共通期間内に聴聞する。
- ⑤ 申立てられた併合について解決する(裁判所の)決定に対しては、決定の変更請求以外の不服申立てできない。

#### 第84条 併合を認める決定の効果。

- ① 併合が認められると、裁判所は、同じ訴訟手続きで(併合された全訴訟の)審理が継続して、同じ判決で解決されるようにするために、新しい訴訟が古い訴訟に加わるよう命令する。
- ② 併合された訴訟が第一審で同じフェーズになかった場合、裁判所書記官は、最も進んだ訴訟の中断を、他の訴訟が同じ状況になるまで、第77条第1項第2段の規定に従って、取り決める。

#### 第85条 併合を却下する決定の効果。

- ① 併合が却下されると、訴訟は個別に審理される。
- ② 併合を却下する決定は、それを提起した当事者に事件の費用支払いを命じる。

### 第3款 異なる裁判所に係属中の訴訟の併合

#### 第86条 準拠規範。

異なる裁判所で係属中の訴訟の併合は、次数条に示される特殊性をもって、本節の前数款の規範に従う。

#### 第87条 訴訟の併合の申立て。

訴訟併合申立書には、第81条規定のものに加えて、併合が要求される他の訴訟が係属している裁判所を示さなければならない。

#### 第88条 訴訟併合申立ての、または、併合の職権による(併合)行為開始の(訴訟の)非中断効。

- ① 訴訟併合の申立てまたは職権での(併合)行為開始は、影響を受ける訴訟の進行を中断しない。ただし、訴訟のなんらかが判決だけが残っている時点からを除く。この場合、判決言い渡しのための期間が中断される。

- ② 上記にかかわらず、裁判所は、公判または審問行為の中断を、それら行為の実施が他の訴訟で実行される証拠調べの結果および展開に影響を与える可能性を回避するために、取り決めることができる。
- ③ 併合申立てがなされるとすぐに、裁判所書記官は、申立てられた併合について終局的に決定されるまで、（他の裁判所が）判決を下すことを回避するか、前項規定の中断について決定できるように、最速の手段でこの事実を他の裁判所に通知する。
- ④ 裁判所書記官は、併合の申立てを出頭したその他当事者に、10日の共通期間内に、それらの者が併合の適法性について陳述できるように、通知する。その後、裁判所は、本法第83条の規定に従って、5日の期間で（併合について）裁定する。併合が否定されると、それは裁判所書記官によって他の裁判所に通知される、その裁判所は判決を下すことができ、または、場合に応じて、公判または審問の開催に進むことができる。

#### 第89条 訴訟併合が適切と宣言する決定の内容。

裁判所は、併合が適切であると判断した場合、同じ決定中で、他の紛争を審理する裁判所に、対応する訴訟の併合と移送を要請する公文書(oficio)を送付することを命じる。

この公文書には、併合が要求される原因を、および、場合に応じて、併合申立人以外の当事者によってなされた陳述を知らせるのに十分な（事案）背景の証明書類が添付される。

#### 第90条 被要請裁判所による併合要求の受理および訴訟当事者の聴聞。

- ① 被要請裁判所が公文書と証明書類を受理すると、裁判所書記官は裁判所に出廷した訴訟当事者にそれらのコピーを送付する。
- ② 被要請裁判所に出頭した者のいずれかが要請裁判所で訴訟に出頭していなかった場合、その者に、司法事務局で公文書と証明書類について知識を得るため、および、併合についてその権利に都合が良いものを表明する文書を提出するために、5日の期間が与えられる。

#### 第91条 併合要請についての裁定。

- ① 前条に係わる5日間の期間が経過したら、（被要請）裁判所は併合要請を受け入れるか拒否するか命令を下す。
- ② 被要請裁判所に出頭した当事者のいずれもが併合に反対しない場合、または、要請裁判所で陳述されたものと異なるデータまたは論拠を陳述しない場合、被要請裁判所は、併合を要請する決定の（第76条および第77条で規定される要件があることに関する）根拠への異議申立てを避止する。また、要請への否認を、併合は、被要請裁判所で係属中の訴訟になされなければならないということに基づけることのみできる。

## 第 92 条 被要請裁判所による併合受理の効果。

- ① 併合要請が受け入れられると、裁判所書記官は、被要請裁判所で行われた訴訟の当事者であった者に、10 日以内に要請裁判所に出廷するように、直ちに通知する。また、場合に応じて、彼らが要請裁判所でその訴訟に係属するために、その裁判所に記録を送付する。
- ② 訴訟の併合が取り決められると、裁判所書記官は、最も進捗した訴訟の推移を、他の訴訟が同じ状態に達するまで、中断させる。同じ状態に達するとき、併合が実施される。

## 第 93 条 被要請裁判所による訴訟併合の不受理の効果。

- ① 第 91 条第 2 項の規定に従って、被要請裁判所が、併合が適切でないと評価して、または、被要請裁判所で係属中の訴訟に併合されなければならないと考えて、併合要請を受け入れない場合、被要請裁判所は、要請裁判所にその旨を通知し、両者は、（裁判所間の）相違紛争を解決するために（当該事項の）管轄裁判所に解決を委ねる。
- ② 要請裁判所および被要請裁判所の共通直属上位裁判所が、訴訟併合に関する相違紛争を解決する管轄権限を有する。

## 第 94 条 管轄裁判所における相違紛争の審理。

- ① 前条に定める目的のために、要請裁判所と被要請裁判所は、併合についての相違紛争を裁定できるようにするために、それぞれの裁判所で作用することの証明書類を、できるだけ早く管轄裁判所に送付する。
- ② 要請裁判所と被要請裁判所は、当事者が 5 日間の延長不可能な期間内に管轄裁判所に出頭し、自身の権利に適切であると考ええるものについて書面で陳述できるように、当事者を召喚する。

## 第 95 条 相違紛争の解決。

- ① 管轄裁判所は、記録に証される背景情報および、提出されていた場合、当事者の書面による陳述を考慮して、20 日以内に決定を通して決する。下される決定に対しては、いかなる不服申立てできない。
- ② 訴訟の併合が取り決められた場合、本法第 92 条に規定されていることが命じられる。拒否された場合は、取り決められていた中断は、場合に応じて、裁判所書記官により解除され、訴訟は、別個にその行程を続けなければならない。

## 第 96 条 3 個以上の訴訟の併合。併合の多重要請。

- ① 本節の規定は、併合要求される訴訟が 3 個以上ある場合に適用される。
- ② ある同じ裁判所が、異なる（複数）裁判所で行われている 2 つ以上の訴訟に併合を要請された場合、その裁判所書記官は、それらすべての共通上級裁判所に（訴訟）記録を、解決を当該上級庁に委託するために、送付し、すべての要請裁判所に

それを通知する。この場合、前2条の規定に従う。

#### 第97条 二度目の併合の禁止。

- ① ある訴訟で訴訟併合事件が発生したら、以降の他の訴訟の併合の申立ては、それを要求する者が併合しようとする訴訟の開始者である場合、受け入れられない。
- ② 裁判所書記官は、提起された申立てを、その決定を通して、拒否する。前項の禁止にもかかわらず、新しい（併合）事件が審理された場合、その事実が立証されるとすぐに、裁判所は、それを提起した者に費用を科して、（併合）申立てにより行なわれたものの無効を言い渡す。

#### 第4款 特殊な訴訟の一般的訴訟への併合

##### 第98条 特殊な訴訟の併合が一般的訴訟に対応する場合。

- ① 訴訟の併合は次の場合も宣告される：
  1. なんからの訴えが、継続中の破産訴訟に服する財産に対して、提起された、または、提起される時。これらの場合、破産法制の規定に従って訴訟手続きを進める。
  2. 進行中の相続訴訟に服する財産に対して当該財産に係わる請求が提起された、または、提起される時。本号に係わる併合から、相続訴訟に組み込められない抵当物または質入物のみが追求される執行訴訟は、執行開始日に係わらず、除かれる。
- ② 前項規定の場合、併合は、一般的訴訟を審理する裁判所に申立てなければならず、どちらが古いかに関係なく、常に一般的訴訟に併合されなければならない。
- ③ 訴訟の併合は、この場合、破産訴訟および相続訴訟に関する特別法制で規定される特殊性を持って、本節の規範に従う。